

川俣町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和3年3月1日発行 No. 17

【連絡先:川俣町役場 566-2111】

○ 次のイベント等は中止します。

イベント等名	内容	開催日時	問い合わせ先	会場名
青壮婦老の集い(福田)	中止	3月7日(日)	福田公民館 024-566-2785	福田公民館
スプリングフェスタ inふくざわ	中止	3月7日(日)	福沢公民館 024-565-3625	福沢公民館
行政相談	中止	3月9日(火)	総務課 文書広報係 内線 1104	川俣町役場

新型コロナウイルスワクチン接種について

【問い合わせ先:保健福祉課健康増進係 内線2202】

町は、新型コロナウイルスワクチン接種を4月12日以降に国からのワクチン配布のスケジュールに合わせて開始する予定です。

現在町内の医療機関等と接種が円滑に行われるよう準備を進めており、国が今後示す日程等に基づき進めてまいります。

接種の順番は、医療関係者、高齢者、高齢者施設入所者等、それ以外の16歳以上の町民と予定しています。

接種に際しては、予約制となります。「クーポン券(接種券等)」「新型コロナワクチン接種のお知らせ」「予診票」などをみなさまに送付いたしますので、これらがお手元に届いてから、予約の手続きを行ってください。

予約の方法は2種類あります。1つ目は電話による方法。2つ目はインターネットからの予約があります。

予約や接種の方法等については以下のとおりですので、ご理解の上スムーズな接種にご協力いただけますようお願いいたします。

クーポン券(接種券等)の発送について

国が示すスケジュールに合わせて順次発送いたします。予約方法の案内・予診票等を同封します。

クーポン券が届いてから、接種の予約をしてください。

※ 予約は電話(コールセンター)または、インターネットで受け付けます。

接種場所について

○ 集団接種 4月~5月 川俣町保健センター 6月~ 川俣町合宿所(予定)

○ 個別接種 4月~町内の指定医療機関

※ 介護施設等に入所されている方は各施設で接種

※ 住民票のある市町村でうけることが原則とされていますが、次の方は住所地以外でも手続きをすることで受けることができます。手続きの方法はクーポン券(接種券等)に同封します。

- ・入院、介護施設等に入所中の住所地以外の医療機関や施設でワクチンを受ける方
- ・基礎疾患で治療中の住所地以外の医療機関でワクチンを受ける方
- ・お住まいが住所地と異なる方(東日本大震災により、避難されている方も含む。)

○ 接種費用 無料

接種回数と接種の間隔

一人2回の接種（上腕への筋肉注射）です。（※接種には必ず事前予約が必要です。）
始めは、ファイザー社のワクチンの予定ですので、1回目の接種から3週間後に2回目を接種します。

接種当日の持ち物

- ① クーポン券（接種券等）
- ② 本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）
- ③ 予診票



接種を受ける際の同意

国は、新型コロナワクチンの接種を国民の皆さまに受けていただくよう勧めていますが、接種を受けることは強制ではありません。接種を受ける方の同意がある場合に限り接種が行われます。

かかりつけ医がある方は、事前にかかりつけ医に相談をしましょう。

接種を受けることができない方

- ① 明らかに発熱がある方
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③ すでにコロナワクチン接種を受けているため受ける必要がない方
- ④ 新型コロナワクチン接種の接種液の成分によってアナフィラキシー（アレルギーの反応）を起こしたことがある方
- ⑤ 上記のほか、予防接種を行うことが不適當な状態にある方

「罹災証明書」および「被災証明書」について 【問い合わせ先：総務課消防交通係 内線1106】

令和3年2月13日の地震により住家などに被害を受けた方を対象に、罹災証明書および被災証明書を発行します。

※ 証明書は、町で災害復旧を担うことを認めるためのものではありません。早急な応急処置等は各自ご対応願います。

また、被害状況の確認ができるよう写真等の記録を残していただきますようお願いいたします。

「罹災証明書」とは

地震や台風などの自然災害により、居住の実態がある家屋が被害を受けた場合、被災者からの申請に基づき町が被害の程度を認定して発行する証明書です。

「被災証明書」とは

罹災証明書に該当しないものを対象とし、それらが被害を受け保険等の手続きに必要な場合被災者からの申請に基づき町が発行する証明書です。具体的には、通常は居住の実態がない家屋や事務所、門扉、塀などの付帯設備、家具などの家財、車、敷地、その他があります。

申請に必要なもの

- 被災状況の確認できる写真等

川 俣 町 に お け る 申 告 相 談 受 付 期 間 に つ い て

【問い合わせ先：町民税務課税務係 内線 1302・1303】

国税である申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が令和3年4月15日（木）まで延長されましたが、川俣町における申告相談受付は、広報紙や行事予定カレンダーで周知のとおり3月15日（月）までとなります。

3月16日（火）以降は、確定申告書を町ではお預かりできません。福島税務署又は国税庁HPを利用する等ご自身で確定申告を行っていただくこととなりますのでご注意願います。

【福島税務署】電話番号：024-534-3121（音声ガイダンス）

川俣町新型コロナウイルス感染症緊急対策事業者支援給付金について

【問い合わせ先：産業課商工交流係 内線 1504・1505】

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う影響によって業績が悪化している町内事業者の雇用に係る負担の軽減を図るとともに本町経済の安定と地域活力の維持・増進を目的に、小規模な事業所を対象とし、支援給付金を給付します。

2. 給付金の概要

町内で商工業等を営む正規雇用者数20名以下の小規模な事業所において、対象とする月の売上額が、前年同月比15%以上の減少となっている場合に、その事業者の規模に応じ、支援給付金を給付します。

なお、詳細については、以下のとおりとなります。

補助判定月	令和2年11月から令和3年2月までのうち一月でも前年同月比で下記の減少率となる場合
補助対象業種	商工会法第2条に定める「商工業者」を対象とします。 なお、医療、福祉（大分類P）についても、対象とします。
減少率	補助判定月のうち一月でも前年同月比15%以上
給付額	従業員数1～10人：一律20万円 従業員数11～20人：一律30万円 ※ 従業員数には、パートタイム労働者は含めません。

3. 申請スケジュール

(1) 受付期間：令和3年3月1日～令和3年5月31日

※ 第1回給付3月10日を予定。なお、最終給付は6月10日を予定しています。



(2) 受付場所：産業課商工交流係

(3) 受付方法：お電話にて事前予約をお願いします。

(4) 申請書配布場所：川俣町役場、川俣町商工会、町内の各金融機関

病 気 を 広 げ な い た め の ゴ ミ の 捨 て 方

【問い合わせ先：町民税務課生活環境係 内線 1307】

- 1** ゴミ袋はしっかりしばりましょう！  **2** ゴミ袋の空気を抜きましょう！  **3** ルールのとおりゴミを分けて捨てましょう！

マスクなどのゴミを道などに捨ててはいけません！

福島県新型コロナウイルス重点対策について

【問い合わせ先：保健福祉課健康増進係 内線2202】

福島県新型コロナウイルス緊急対策（1月13日～2月14日）により、感染状況を判断する指標は改善されつつありますが、今後も感染の再拡大を防ぎ、この水準を可能な限り低く維持していくことが重要です。

これまで県内ではクラスターの発生により感染者が急増し、病床ひっ迫の主な要因となっていることから、緊急対策後は、クラスターの未然防止にポイントを絞った重点的な対策を行います。

県民の皆さま、事業者の皆さまには、ご不便、ご苦勞をおかけしますが、引き続きご協力をお願いします。

重点対策期間 2月15日（月）～3月7日（日）

県民の皆さまへのお願い

- 「緊急事態宣言対象地域を始めとする感染拡大地域との不要不急の往来自粛」をお願いします。
（特措法24条）※3月7日（日）まで
- 感染対策が徹底されていない接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店等の利用は控えるようお願いします。
- 感染リスクが高まる「5つの場面」を意識し慎重な行動をお願いします。
（「5つの場面」は、川俣町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ NO.16 をご参照ください。）

施設管理者・事業者の皆さまへのお願い

- 高齢者・障がい（児）者施設では、感染防止対策の再確認とチェックリストに基づく自主点検を行うようお願いします。県保健福祉事務所から訪問調査を依頼することがありますので、その際にはご協力をお願いします。
- 大学・専門学校では、感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起の徹底をお願いします。
（例：大人数での飲み会、感染防止対策が徹底できないサークル活動、緊急事態宣言対象地域を始め感染拡大地域への旅行や帰郷など。）
- 飲食店等では、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底をお願いします。

県の対応

〈上記と併せて実施する対応〉

- 高齢者・障がい（児）者施設で感染拡大が見られる地域については、地域に所在する施設職員等にPCR検査を実施します。
- 飲食店応援前払利用券事業、宿泊施設の県民割については、感染状況を踏まえつつ段階的に再開します。

〈感染の再拡大が見られた場合の対応〉

- 酒類を提供する飲食店等を起点とする感染拡大が見られる地域については、特措法に基づく営業時間の短縮要請を検討します。